

令和3年3月30日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、令和3年3月29日に運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として面会謝絶を令和2年2月27日に決定し、継続中であるため、これを中止、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所及び事業主体の概要

【事業所】 ゆうなぎ九十九里

(認知症対応型共同生活介護 通称：グループホーム)

(介護保険事業所番号) 1275900213

(所在地) 〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1

電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335

(開設年月日及び共同生活住戸と利用定員)

平成17年10月 1日開設、利用定員9人(一番館)

平成23年 4月 1日開設、利用定員9人(二番館)

【事業主体】

〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

(商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい)

(代表者) 代表取締役 萩原 将之

電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要（当初予定）

日 時：令和3年3月29日 13時30分から14時30分

会 場：当ホーム二番館のリビングダイニング

出席者：運営推進会議の構成

当ホーム

- ・設置主体) 株式会社相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之
- ・計画作成担当者 内山 貴司 (二番館担当、介護支援専門員)

委 員

- ・ 当ホーム入居者
- ・ 地域住民 (近隣の住民)
- ・ ちどりの会 (ボランティア団体)
- ・ 当町健康福祉課
- ・ 当町地域包括支援センター
- ・ 当町社会福祉協議会

(予定していた議題)

1. 入居者情報 (保険者、要介護度等)
2. 新型コロナウイルス感染症について
3. 通院同行等
4. 課題～新型コロナウイルス感染症流行下における課題
5. 研修体制の確保、実施
6. 次回運営推進会議の開催日程 (開催見送り)

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	大網白里市	長生郡白子町	茂原市	計
人数	14	1	2	1	18
増減	1	0	2	0	3

(1) 2月、当町を保険者とする男性が1名、入院先の病院から退院してそのまま入居。

～町内にある自宅にて単身にて起居していたところ、持病の急性増悪のために12月に入院。1月に症状が安定し退院の見込みとなったが、新型コロナウイルス感染症流行下にあつて、より慎重に退院調整と当社当ホーム入居の調整に時間を要した。個別の事情の一としては、自宅で飼育していた猫の所在と行く末を懸念していたが、近隣の篤志家の手で保護され、穏やかに暮らしているとの報せを受け円滑な入居に至る。

(2) 2月、長生郡白子町を保険者とする夫婦が、東京都内の当社当ホームと同種施設から入居。家族が東京都内に在住し教育関係職、昨年2月の新型コロナウイルス感染症流行下にある中、白子町内の別荘を拠点にリモートワークが中心となったことから、この際、都内から白子町に転居することとし、先行して同種施設に入居する夫婦が都内から白子町に転出入。当社当ホーム僚施設たるゆうなぎ白子が満室であるため、やむを得ず、当町白子町間の協議を経て、当町が当ホームに入居を許諾し、あわせて白子町がこの夫婦に限り当社当ホームを認知症対応型共同生活介護に指定し、入居となった。ゆうなぎ白子に空室がありしだい、順次転出入の予定。

② 要介護度等

前回当会議開催時とほぼ変化はなく、例えば新型コロナウイルス感染症流行下における外出制限、面会謝絶等にとまなう交流機会や活動機会減少が、直ちに要介護度の重度化につながったとは考えていない。しかし、今後、長期化し、あわせて何らかの施策を実施しなければ重度化は免れないのではないかとの懸念を有している。

2. 新型コロナウイルス感染症について

- ① 本日現在、全入居者ならびに全役職員の感染、発症はない。また、これらの家族、関係者、いずれも感染、発症、濃厚接触者等の有無について正確な確認はできないが、報告はない。
- ② 一部報道によれば、新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュールとして4月12日から高齢者のうち施設等入所（居）している者から実施するとのことであるが、当社当ホームには行政当局から具体的な連絡はない。この件については、集団接種会場における接種も想定されているようであるが、当社当ホームとしては、接種は訪問診療の主治の医師らによる訪問を受け、接種されるよう要望していく。この点、既に当社当ホームの訪問診療を実施する、みんなのライフサポートクリニック大綱に協力を要請している。
- ③ 千葉県が当ホームで、職員を対象とするPCR検査を実施した。検査日（23日）において陽性の者はなかった。なお、ダブルワーク等で重複することとなる数人の職員は受検しなかったが、いずれも陽性の報告は受けていない。※当社当ホーム僚施設たる、ゆうなぎ白子に所属する職員においては全員が受検（22日）し、同様、陽性の者はなかった。PCR検査はあくまで検査当日、受検した時点においての陽性か陰性かを判断するものであって、感染拡大防止に絶対の効果があるものではないが、継続した検査の実施を要望していく。
- ④ 直近で緊急事態宣言が解除されたが、解除後の行楽地などの人出を見るに、国内においては大阪府、宮城県は第4波と喧伝されるような状態であって、本件においても100名を超える新規感染者数が確認される日もあり、まったくもって予断を許さない。これまでの当社当ホームにおける施策は継続して実施する。

【面会謝絶を継続する件】

この件、令和2年11月19日新型コロナウイルス感染拡大にともなう面会謝絶を発して以降、継続中（詳細は前回資料、当社WEBサイトを参照）。

面会謝絶に関する事柄

1. 原則面会謝絶
2. 面会の要があるときは、電話、電子メールで事前に面会予約を要する
3. 面会時における人数制限を設け、1名のみ面会
4. 面会時における湯茶、菓子等の供应を停止
5. 書類、物品授受は、原則、郵送宅配便に限る

3. 通院同行等

前回会議資料のとおり。

定期受診は訪問診療、通院などは実施、緊急、専門医の受診は躊躇せず実施

4. 課題～新型コロナウイルス感染症流行下における課題

前回会議資料のとおり。(1)は再掲。(2)は前回会議以降本日までの動き。

(1) 入居者の直接的な処遇に関する件

- ① 運動量の低下
- ② 面会機会の大幅な減少
- ③ 心身の健康に及ぼす影響

(2) 役職員の資質向上に関する件

前回までと同様、これらの課題について、これまでの業務進捗を覆す決め手となる方策は立案しかねており、当然ながら有効な実践ができていない。当社においては、こうした状況にあるのは外部要因であるから、やむを得ないとする空気感が醸成されている。緊急事態宣言が解除されたが、それと同時に、むしろ感染の拡大が急ピッチで進んでいくような状況とさえ解することができる中、感染防止に全て劣後するのは当然であるとの認識が、これまでとは異なり、既に強固になっている観がある。例えば、こうした状況だから中止せざるを得ないであるとか、そもそもそれはできないのではないか、こういった言葉がしばしば聞かれる。確かに、こうした状況では、事前に資質向上に資する取り組みの準備はおろそか

になり、日々発生する事案にその都度判断をして解決することとなって、じっくりと考えて準備をするような取り組みは不可能な状態となっている。

5. 研修体制の確保、実施

- ① 昨年2月以降、外部の研修等についての受講等は一切見合わせている。
- ② 社内における研修、講習は、昨年2月まで役職員一斉に毎月、当町つくも学遊館の研修施設を借りて実施していたところ、密を回避するため実施していない。
- ③ 法令で規定のある身体拘束に関する件については、ルーティンで月次に資料配布閲覧回覧にて実施。
- ④ 新規入職、中途入職、ボトムアップ、レベルアップ等の研修については、外部で実施する研修等、上掲のとおり見合わせている関係上、オンラインのストーリーミング教材を用い、主に映像によるものを個々に実施している。介護技術については、映像だけではこんななこともあり、また、グループワークを実施できない状況は、チームを編成して問題解決に当たる技術の育成には不向きである。

6. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

通常であれば、次回は4月26日（月）13時30分から予定するところ、開催は見送り、今回と同様に、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えることとする。

以上

<p>本件のお問合せ先 事業主体) 株式会社 相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之 電話 0475-36-5711</p>
--